

公立大学法人奈良県立大学における任期を定めて  
労働契約を締結する教員の再任手続きに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学における教員の任期に関する規則第5条の規定に基づき、任期を定めて労働契約を締結する教員（以下「任期付教員」という。）の再任手続きに関し必要な事項を定める。

(再任審査委員会)

第2条 任期付教員の再任に係る業績評価等を審査するため、再任審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 任期付教員の評価の実施に係る評価方法等の策定に関すること
- (2) 評価の実施及び評価結果の公表に関すること
- (3) その他評価に関して必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 地域創造学部長
  - (3) 学生部長
  - (4) 附属図書館長
  - (5) 各コモンズから選考された委員
- 2 前項第5号に定める委員は、各コモンズから一名を推薦し、理事長が任命する。
- 3 第1項第5号に定める委員は、選考されたコモンズの委員を審査する時のみの委員とする。ただし、どのコモンズにも所属しない教員を審査する場合においては、委員長がその委員を決定するものとする。
- 4 第1項第5号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は学長とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の多数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は非公開とする。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。
- 5 委員が、第7条第2項の審査又は第8条第2項の再審査の対象になるときは、当該委員は委員会の議事に加わることができない。

(再任審査)

第6章 任期付教員が再任を希望する場合は、当該任期が満了する10か月前までに様式1により理事長に申し出なければならない。

- 2 理事長は、前項の申し出があった場合は、委員会を招集し当該任期付教員の再任の可否につ

いて審査を行う。

- 3 委員会は、前項の審査を行う場合は、当該任期付教員に対して任期中の次に掲げる事項について自己評価を記載した書類の提出を求める。
  - (1) 研究評価
  - (2) 社会貢献その他
  - (3) 大学での教育活動
  - (4) 大学運営への貢献
- 4 第2項の審査は、前項第1号及び第2号の事項については別表の基準に基づき行い、第3号及び第4号の事項については面接に基づき行う。
- 5 前項後段の審査において、委員会が著しく活動実績が低いと評価した任期付教員に対しては、理事長は再任に当たって次の再任審査までに必要な改善を求めるものとする。なお、次の再任審査において、委員会が改善がみられないと評価した任期付教員については、別表の基準に適合している場合であっても、理事長は再任しないことができる。
- 6 委員会は、任期付教員の任期が満了する6か月前までに審査を終了する。

(教育研究審議会の審議)

- 第8条 理事長は、委員会から再任申請教員の再任審査結果について報告を受けた場合は、速やかに教育研究審議会（以下「審議会」という）へ提案し、審議に付するものとする。
- 2 再任申請教員が審議会委員の場合は、自己の再任の審議に参加することはできない。

(通知)

- 第9条 理事長は、前条の規定による決定結果について、再任の可否及び必要に応じて改善を求める事項を様式2により任期付教員に通知する。

(異議申立て)

- 第10条 任期付教員は、前条の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から14日以内に様式3により学長に異議を申し立てることができる。
- 2 理事長は、前項の異議申立てがあった場合、すみやかに委員会を招集し、当該任期付教員の再任の可否について再審査を行う。
  - 3 委員会は、前項の再審査を行う場合において、当該任期付教員に対し口頭又は書面で、陳述する機会を与えなければならない。
  - 4 委員会は、第1項の異議申立てがあった日から2か月以内に再審査を終了する。
  - 5 前条第4項、第5項及び第7項の規定は再審査に準用する。

(庶務)

- 第11条 委員会の庶務は事務局総務課において処理する。

(その他)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

1 評価点

研究業績等	内 容		評価点	備 考		
研究評価	学位	博士号 1 件	1 5			
	学術 著書	単著 1 冊	3 0	出版社公刊のもの		
		編著・共著 1 冊	1 0	出版社公刊のもの。共著は 4 人まで		
		分担執筆 1 冊	5	出版社公刊のもの（学術専門書）		
		分担執筆 1 冊	3	出版社公刊のもの（入門書・テキスト類）		
	学術 翻訳 翻刻	単著 1 冊	1 0	出版社公刊のもの		
		編著・共著 1 冊	5	出版社公刊のもの。共著は 4 人まで		
	学術 論文	審査論文（外国語） 1 編	単著	1 0	国内外学術雑誌掲載のもの。共著については、第 1 執筆者の場合は 5 点とし、それ以外は 3 点とする。	
			共著	5 又は 3		
		審査論文 1 編	単著	5		共著については、第 1 執筆者の場合は 3 点とし、それ以外は 2 点とする。
			共著	3 又は 2		
		論文（外国語） 1 編	単著	4		共著については、第 1 執筆者の場合は 2 点とし、それ以外は 1 点とする。
			共著	2 又は 1		
		論文 1 編	単著	3		共著については、第 1 執筆者の場合は 2 点とし、それ以外は 1 点とする。
			共著	2 又は 1		
	その他専門分野の著作物 1 編		1	雑誌・事典・記事・翻訳等		
	学会・研究会発表等 1 回		1	学会・研究会等の内容を問わない。		
	学会・研究会役員等 1 期		1	同上		
	学会賞・学術賞受賞等 1 回		5			
	研究助成金等 1 回		3	科研費・財団の外部助成金等		
海外教育研究(180日以上) 1 回		2				
海外教育研究(180日未満) 1 回		1				
客員・共同研究員等 1 期		1	他大学・研究所の外部の研究員等			
社会貢献 その他	審議会・検討会委員等 1 期		1			
	講演・出演等 1 回		1	当大学の社会貢献活動を含む。		
	NPO・NGO等地域活動 1 件		1～3	活動における貢献度により評価		
	大学の特別な活動等 1 期		2	当大学の特別委員会・研究交流会等		

2 再任基準

区 分	任期が 3 年の場合	任期が 2 年の場合
研究評価 社会貢献 その他	当該任期の初日から 2 年を経過する日までの研究評価及び社会貢献その他の評価点の合計が 1 0 点以上の場合は再任する。	当該任期の前の任期の初日から 4 年を経過する日までの研究評価及び社会貢献その他の評価点の合計が 2 0 点以上の場合は再任する。

(備考) 博士号取得直後で新しい研究に着手する余裕がない場合、その他任期付教員について特段の事情があり、委員長が委員会の議を経て必要と認めたときは、この表の「2 再任基準」に達しない場合であっても再任することができる。

様式 1 (第 7 条関係)

再 任 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

奈良県立大学理事長 殿

職名

氏名

印

奈良県立大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、再任審査を申請します。

様式2-1（第7条関係）

再 任 審 査 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

（ 職 名 ・ 氏 名 ） 殿

奈良県立大学理事長

奈良県立大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程第7条に基づき審査した結果、再任を認めることに決定しましたので、通知します。

なお、任期は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。  
（また、下記の事項については次の再任審査までに改善していただくよう通知します。）

（記）

様式2-2（第7条関係）

再 任 審 査 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

（ 職 名 ・ 氏 名 ） 殿

奈良県立大学理事長

奈良県立大学における任期を定めて任用する教員の再任手続きに関する規程第7条に基づき審査した結果、下記の理由により再任を認めないことに決定しましたので、通知します。

なお、この通知内容に異議がある場合、平成 年 月 日までに異議を申し立てることができます。

記

【理由】

様式3（第8条関係）

## 再任審査結果に対する異議申立書

平成 年 月 日

奈良県立大学理事長 殿

職名

氏名 印

私は、平成 年 月 日付け再任審査結果通知書により、再任を認めない旨通知を受けましたが、下記の理由により異議を申し立てます。

記

【理由】